平成22年12月10日制定 最終改正 令和7年1月20日 [財務部契約検査課]

(目的)

第1条 この要綱は、郡山市が発注する小規模修繕について、郡山市一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査等に関する要綱(令和6年9月6日制定)に基づく入札参加資格審査申請が困難な市内に住所又は主たる事業所を有する小規模修繕契約希望者(以下「契約希望者」という。)を積極的に活用することにより、市内経済の活性化を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要綱の適用の対象となる小規模修繕は、その内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められる施設修繕契約に係る ものであって、1件の予定金額が500,000円以下のものとする。

(登録資格)

- 第3条 契約希望者としての登録(以下「登録」という。)をすることができる者は、市内に住所又は主たる事業所を有する者であって次 の各号のいずれにも該当しないものとする。
 - (1) 郡山市一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査等に関する要綱第7条に規定する有資格業者名簿の建設工事の登録区分に登録されている者
 - (2) 希望する業種の小規模修繕を履行するために必要な資格、許可等を有しない者
 - (3) 市税を滞納している者
 - (4) 代表者及び役員等が郡山市暴力団排除条例(平成24年郡山市条例第46号)第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、契約の相手方として不適当と認められる者

(登録申請等)

- 第4条 登録を希望する者は、郡山市小規模修繕契約希望者登録申請書(第1号様式。以下、「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。
 - (1) 法人にあっては登記事項証明書又はその写し
 - (2) 希望する業種の小規模修繕を履行するために必要な資格、許可等を証するものの写し
 - (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請の受付期間は、次条に規定する登録の有効期間の初日の属する年度の前年度の1月から3月までの間で市長が指定した期間とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(登録の有効期間)

第5条 登録の有効期間は、前条第1項の規定による申請を受付した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して2年間(以下この条において「本登録有効期間」という。)とする。ただし、前条第2項ただし書の規定により登録した場合の登録の有効期間は、登録日から本登録有効期間の末日までとする。

(名簿への登載)

- 第6条 市長は、第4条の規定により登録の申請があった場合は、申請書に基づき申請内容を確認し、登録を決定したときは、郡山市小規 模修繕契約希望者登録名簿(第2号様式。次条において「登録名簿」という。)に登載するとともに申請者に通知するものとする。 (登録事項の変更等)
- 第7条 登録名簿に登載された者(以下「登録者」という。)は、登録事項に変更があったとき又は事業を廃止したときは、速やかに郡山 市小規模修繕契約希望者登録変更届(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(登録資格の更新)

- 第7条の2 登録者は、第5条の登録の有効期間の満了の日以後も引き続き登録を希望する場合は、有効期間の満了の日が属する年度の1 月から3月までの間で市長が指定した期間に、申請書を市長に提出しなければならない。
- 2 登録資格の更新の有効期間は、申請書を受付した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して2年間とする。
- 3 名簿への登載及び申請者への通知は、第6条の規定を準用する。この場合において、「第4条」とあるのは「第7条の2第1項」と、「登録の申請」とあるのは「登録資格の更新の申請」と、「登録を決定」とあるのは「登録の更新の決定」と、「次条」とあるのは「第7条」と読み替えるものとする。

(登録の取消し)

- 第8条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すことができる。
 - (1) 第3条に規定する登録資格を欠くに至ったとき。
 - (2) 契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)その他関係法令に違反する行為を行ったとき。
 - (3) 契約の履行に関し、不正又は不誠実な行為があったとき。

(再登録の制限)

第9条 前条第2号又は第3号の規定により登録を取り消された者は、当該取消しを受けた日から起算して市長が指定した期間を経過しな

い間は、再度、登録の申請を行うことができない。

(登録者の取扱い)

第10条 市長は、小規模修繕に該当する契約に係る業者の選定に際しては、登録者を積極的に活用するよう努めるものとする。ただし、有 資格業者名簿の登録者からの選定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成22年12月10日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年2月5日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年1月19日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

郡山市小規模修繕契約希望者登録(更新)申請書

※…記入不要です

受付番号	確認者	受付者			
*	*	*			

郡山市長

郡山市が発注する小規模修繕契約希望者の登録名簿への登録・継続登録(更新)を希望するので、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

小規模修繕契約希望者名簿への登録にあたり、郡山市の法人市民税(個人の場合は個人市民税 及び国民健康保険税)、固定資産税(都市計画税含む。)及び軽自動車税について、税務担当課へ納 税状況(税目、税額、申告の有無等)を照会することに同意します。

また、代表者及び役員等が郡山市暴力団排除条例(平成 24 年 9 月 27 日郡山市条例第 46 号)第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者ではないことを申告します。

年 住所又は		日 〒	_				
(ふりがな) 氏名又は商号	(名称)						
(ふりがな) 代 表 者 職	氏名						
電話 FAX	()		携帯電話	()	
<個人の場合> 住民登録住所(個	人)						
代表者生年月日	1						
営業年数	左	声	から	年間	従業員数 (代表者含む。)		人

- ※ 記入に当たっては「郡山市小規模修繕等希望者登録申請の手引き」を参考にしてください。
- ※ 登録申請の場合、許可・免許等が必要な業種を申請するときは、許可書等の写しを添付してく ださい。また、法人の場合は履歴事項全部証明書の写しを添付してください。

書類作成者氏名等(代表者以外の方が作成者の場合のみ記載してください。)
事業所名・続柄	等
(ふりかな)
書類作成者氏	名
連絡	先

登録を希望する修繕の業種と希望順位、希望する修繕の実績(受注状況)

- ※希望順位には、受注を希望する修繕業種の受注希望順に順位を記入してください。
- ※登録申請の場合は、登録を希望する修繕業種に関する直近の主な実績を記入してください。 また、希望する修繕種類で許可・免許証等がある場合は、その写しを提出してください。

希望	業種		善(工事受注状況)		
順位	番号	履行時期	発注者	修繕の内容	請負金額
į.					円
1		業種番号 18「その	の他」の場合、具体的	に手がける内容を記入)
					円
2		業種番号 18「その)		
					Ħ
3		業種番号 18「その)		
					円
4		業種番号 18「その	D他」の場合、具体的	に手がける内容を記入)
					円
5		業種番号 18「その	D他」の場合、具体的	に手がける内容を記入)

	登録を希望する修繕の業種					
業 種 番号	修繕業種名称	主な例示				
1	大工	大工·型枠·造作等				
2	左官	左官・モルタル・吹き付け等				
3	石	石積み等				
4	屋根	屋根ふき等(スレート、瓦、トタン)				
5	電気	送配電設備・構内電気設備・照明設備・家電等				
6	管	空調・給排水・給湯・厨房設備・衛生設備・浄化槽・ダクト・ボイラー・ポンプ等				
7	タイル・レンガ・ブロック	タイル・レンガ・コンクリートブロック積み等				
8	鋼構造物・鉄筋	鉄骨工事・石油ガス等の貯蔵用タンク設備・鉄筋加工組み立て等				
9	板金	板金加工取付等				
10	ガラス	ガラス加工取付等				
11	塗装	塗装等				
12	内装·仕上	天井・壁・内装間切り・床・畳・カーテン・ブラインド等				
13	機械器具設備	各施設機械器具設備等				
14	電気通信	電気通信線路設備・電気通信機械・放送機械設備等				
15	建具	サッシ・シャッター・扉・木製建具・ふすま・鍵等				
16	水道設備	取水施設・浄化設備・配水設備等				
17	消防施設	火災報知機・消火設備等				
18	その他	上記に分類されないもの				

郡山市小規模修繕契約希望者登録名簿

					エ ジェリ	
□		代表者	≠ ₽/== == □	Der en la estada de	電話番号	37. A3. 316.445
番号	氏名又は商号(名称)	職氏名	郵便番号	住所又は所在地	携帯電話	登録業種
		14 八 石			FAX番号	
					•	

	•					
					200000000000000000000000000000000000000	

$\vdash \vdash \vdash$						

					······	

郡山市小規模修繕契約希望者登録変更等届

年 月 日

郡山市長

届出者 〒

住所又は所在地

氏名又は商号(名称)

及び代表者職・氏名

電話番号

FAX番号

下記のとおり変更等をしたので届出します。

記

変更等事項	変更前	変更後	変更等年月日
備考			

※ 廃業等により登録を辞退するときも届出してください。